

# 朝霞市立朝霞第五小学校 令和5年度 第3回学校運営協議会

令和5年10月20日（金）  
時間 午前11時00分から  
場所 体育館3階会議室

司会 教 頭

## 次 第

- |   |                                                    |     |
|---|----------------------------------------------------|-----|
| 1 | 開会の言葉                                              | 教 頭 |
| 2 | 会長あいさつ                                             | 会 長 |
| 3 | 校長あいさつ                                             | 校 長 |
| 4 | 熟議（進行は会長）                                          |     |
|   | （1）令和5年度学校評価について                                   | 校 長 |
|   | （2）「地域とともに取り組むあいさつ運動」<br>・持ち寄っていただいたアイデアを共有<br>・熟議 | 教 頭 |
|   | （3）教育活動近況報告                                        | 校 長 |
| 5 | 諸連絡                                                |     |
| 6 | 閉会の言葉                                              | 教 頭 |

★給食試食会 本棟1階ランチルームへ  
(主幹の力作！運動会・教育活動風景スライドショーをお楽しみください)

**第4回学校運営協議会**（予定）

令和6年2月16日（金）14：00～ 体育館3階会議室

地域に愛され 地域とともにある学校  
コミュニティ・スクール朝五小 ・ 2023

# 第3回

# 学校運営協議会

- (1) 開会の言葉
- (2) 会長あいさつ
- (3) 校長あいさつ
- (4) 熟議
  - 令和5年度学校評価について
  - 地域ぐるみの「あいさつ運動」について
- (5) 教育活動近況報告
- (6) 閉会の言葉



## (1) 令和5年度 学校評価について

◆お手元の資料をご覧ください。

★主な流れです！

- ・朝霞市では、昨年度から、学校独自の項目を設定できることとなった。
- ・それを受けて、朝霞第五小では、昨年度大きく評価項目や形式を改訂した。
- ・令和5年度は、項目内容を大きく変えず、今年度の重点課題に係る箇所のみを加除・修正した。

## (1) 令和5年度 学校評価について

◆お手元の資料をご覧ください。

★根拠です！

「学校評価ガイドライン(文部科学省)」

・平成28年改訂 ⇒最新版

「学校自己評価システムの手引き～目指す学校像の  
(埼玉県教育委員会) 実現に向けて～」

・平成30年4月

## (2) 「地域ぐるみでのあいさつ運動」について



★前回の、大まかな内容です！

暗い人でも日ごろから大きな声で挨拶をし、  
前向きな言葉を使うようにしていれば、  
次第に考え方が楽観的になって、  
性格も明るくなります。  
実際、私はそうやって変わった人を何人も見てきました。



(澤田 秀雄:旅行会社H.I.S創業者)

## (2) 「地域ぐるみでのあいさつ運動」について

脳科学では常識！！

「言葉が脳を変える」



## (2) 「地域ぐるみのおいさつ運動」について

- 三好校長の目指す学校像、  
「笑顔あふれる元気な朝霞第五小学校」  
をつくるために…
- そして、その担い手となる、もっとも大切な子供たちを  
育てるために…

## (2) 「地域ぐるみのあいさつ運動」について

五小

地域ぐるみのあいさつ運動

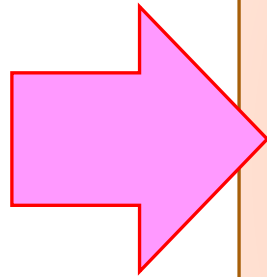
～あいさつから始める、  
明るい未来イノベーション～(仮)



## (2) 「地域ぐるみでのあいさつ運動」について

ご協力をお願いします！

- 子供たちに
- 家庭（保護者）に
- 地域に



効果的と思われる  
アクションはないか？

知恵をおかしてください！

## (2) 「地域ぐるみのおいさつ運動」について

### 例えば…

- マンションのロビーに掲示
- 公共施設(図書館、児童館など)に掲示
- 地域の掲示板に掲示
- ほかにも…

- ★ 「おいさつポスター」を作成して掲示する。
- ★ 地域ラジオでキャンペーンの内容を流してもらう。

# あいさつで始まる心の再生

## コロナ禍の今こそ推進



「こころの再生」府民運動の推進月間に合わせて朝のあいさつ運動をする児童ら（いずれも府教委提供）

子供の豊かな心を育むことを目指す「こころの再生」府民運動の推進月間に合わせ、府教委が、ポスターやリーフレットなどを作成した。新型コロナウイルスの影響も考慮し、「こんな時代だからこそ、子供たちの話にしっかりと耳を傾け



「こころの再生」府民運動のポスター

て」と呼びかけている。動は、平成18年から毎年11月に実施。子供に命や思いやり、あいさつの大切さなどを訴え、大人にも子供の話に耳を傾け、地域と関わりを持つことなどを呼びかけてきた。

今年度は、活動を啓発するポスターやリーフレットを作成。吹田市出身で昨年ノーベル化学賞を受賞した吉野彰さんからの「子供たちが困難に直面したとき、しっかりと寄り添ってあげてください」「失敗の原因をつかむ努力を続けることが大切」といったメッセージを盛り込んだ。ポスターは府内の学校や駅構内に掲示し、リーフレットは公共施設などで配布している。府内の小中学校では、児

童らによる朝のあいさつ運動も実施。府教委の担当者も忘れてはならない心がある。新型コロナウイルスの感染者を非難する人もいるが、相手を思いやる心を思い出し、差別をなくしていけたら」と話した。

# 2017 さわやかほほえみあいさつ運動

家族や学校、職場、地域の人、お客様などわたしたちは一日のうちにたくさんの人と出会います。

あいさつは出会って最初にかかず言葉。元気なあいさつをすると、心と心がつながって元気の輪が広がります。



秋田県では、みなさんの生活をもっと豊かにするため、そしてみなさんの元気の輪が秋田の外にも広がっていくように、「さわやかほほえみあいさつ運動」をすすめています。

元気なあいさつは今すぐ始めることができます。みなさんでいっしょに秋田を元気にしていきましょう！

### さわやかほほえみあいさつの3つの心

#### きづかいの心

「ありがとう」  
「どうぞ」  
「おつかれさま」

お互いに気持ち良く過ごせるように、感謝やねぎらいの気持ちを伝えましょう。

#### おもいやりの心

「おはよう」  
「よろしくね」  
「お元気ですか？」

1つ1つの出会いを大切に、相手をおもう気持ちをこめて あいさつしましょう。

#### おもてなしの心

「ようこそ」  
「いらっしゃい」  
「ごゆっくり」

「来てよかった」「また来たい」と思ってもらえるような接客をしましょう。

## (2) 「地域ぐるみのおいさつ運動」について

■次回、10月20日(金)

第3回学校運営協議会でアイデアをお持ちよりください。

考えてきてくださいましたよね？



このあとは・・・

**恒例の！**



ランチルームへ移動していただき、  
給食試食会となります。

地域に愛され 地域とともにある学校  
コミュニティ・スクール朝五小 ・ 2023



給食を召し上がりながら、猪狩主幹による、力作  
教育活動パワーポイントをお楽しみください！

## 学校評価の意味

### 教育の質の保証・向上

教育活動の改善

教職員の意識改革

教育委員会による  
支援の充実

保護者(関係機関  
職員)や地域住民  
の学校への協力

評価結果に応じて、  
学校に対する条件  
整備や支援等の必  
要な措置を講じる  
ことにより、一定水  
準の教育の質を保  
証し、向上を図る。

### 学校運営の改善

目指すべき成果とそ  
れに向けた取組につ  
いて、目標を設定し、  
その達成状況を把握・  
整理し、取組の適切さ  
を検証することによ  
り、組織的・継続的に  
学校運営を改善する。

### 信頼される 開かれた学校づくり

自己評価・外部評価  
の実施と結果の説明・  
公表により、学校運  
営に対する理解と参  
画、協力を得て、信  
頼される開かれた学  
校づくりを進める。

## 自己評価に係る評価者及び評価のねらい

- 教職員：学校の教育目標や指導の重点の達成を念頭に置き、校長が示す学校経営方針（年度当初の自己評価シート等）に沿って教育活動及び自らの教育指導の在り方について評価し、達成状況を把握するとともに成果と課題を明確にし、必要に応じ次年度に向けて具体的な改善策を講じる。
- 児童生徒：自らを振り返らせ、学校生活に対する姿勢の改善につなげるとともに、教員の学習指導等についても振り返らせ、授業を含む教育活動の改善に役立てる。
- 保護者：連携協力した学校づくりを進めるため、学校運営や教職員の指導、児童生徒の学習状況や生活状況についての意見に積極的に耳を傾け、組織的に受け止め、学校全体として教育活動の工夫改善に努める。

参考アンケート

### 《全教職員の思いのベクトルを同じくすることが重要》

教職員自己評価とは、「個々人が学校を評価する」のではなく、校長の学校経営方針・自己評価シートに掲げられた課題や学校運方針を念頭に、その課題解決のために、「自らがいかに職務を遂行できたか、自分を評価する」ものです！

## ★学校関係者評価

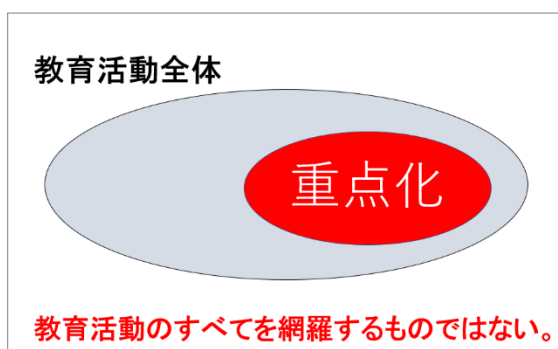
### (1) 自己評価を評価する「学校関係者評価」

- ① 自己評価の客観性・透明性を高める
- ② 学校・家庭・地域社会が共通理解し、連携協力により、学校経営の改善に資する
- ③ 「コミュニケーション・ツール」

### (2) 主体的・能動的な評価活動

- ① 「学校関係者評価委員会」による評価⇒五小では、学校運営協議会の委員が兼ねている。
- ② 従来から行われている「保護者アンケート」や「児童生徒のアンケート」等は、「自己評価」の客観性などを担保する副次的な評価

## 学校評価の基本＝重点化！



## ★ 人事評価との共通点

「人事評価」は、各学校のミッションのもとに、校長の掲げる本年度の目標に沿って、教頭以下の所属職員がそれぞれの目標設定を行い、その実現に向けた具体的な「方策」を立て、その方策の進捗状況を年間を通じて管理し、評価期間の最終段階において「達成度」を評価する、いわゆる「実績評価」を行うものである。この点、「学校評価」と共通するものである。

## ★ 改善方策の公表と説明責任

### (1) 結果及び改善方策の公表

- ① 結果の公表にとどまるのではなく、今後の改善策まで言及する
- ② 保護者・地域の方々からの理解と連携の強化に努める

### (2) 家庭・地域へ広く公表

- ① 一部の方面にのみ説明するのではなく、広く公表する姿勢を持つ
- ② 保護者、地域の方々にも公表できる方法を複数用意することが望まれる



令和5年12月4日

令和4年12月5日

保護者様

家庭数配付

朝霞市立朝霞第五小学校  
校長 三好 正浩

### 保護者アンケートについて（お願い）

師走の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、本校の教育活動にご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本校では、目指す学校像を「笑顔あふれる元気な朝霞第五小」として掲げ、日々の教育活動に取り組んでおります。今年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行となったことを受けて、県や市のガイドラインを基に教育活動を精選しながら、子供たちの学びを保障できるよう、教職員で知恵を結集して考え、多方面でご支援を賜りながら教職員が一丸となって教育活動を進めてまいりました。今後も、子供たちにとって質の高い教育活動をすすめていくにあたり、保護者の皆様と連携・協力していくことを目的としてアンケートを実施いたします。下記のとおり、ご回答にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

記

令和5年12月4日(月)～12月15日(金)

1 回答期間 令和4年12月5日(月)～12月16日(金)

2 回答方法 Google フォームによるWEB回答  
※ 回答は、各家庭1回でお願いいたします。

3 回答先 右記QRコードから回答をお願いいたします。



保護者アンケートQRコード

4 その他

- (1) 朝霞市では、昨年度から各学校ごとの項目設定となり、より一層本校の教育活動の現状に沿ったアンケート内容で実施できることとなっています。
- (2) お仕事や家庭のご都合により、来校する機会が少ない方もいらっしゃるかと思います。わからない質問については、無理に回答せず、無回答でも結構です。
- (3) けやきメールにて、URLを送信いたしますので、そちらから回答いただくこともできます。

## 令和5年度 保護者アンケート

No.	評価項目	よくできている	できている	あまりできていない	できていない
1	お子さんは、進んで学習に取り組んでいましたか。				
2	お子さんは、友だちを思いやる気持ちをもって過ごすことができていましたか。				
3	お子さんは、タブレットを使って学習を深めることができていましたか。				
4	お子さんは、学校やクラスのきまりを守って、落ち着いて生活することができましたか。				
5	お子さんは、時間を守って生活することができていましたか。				
6	お子さんは、家庭のほか、先生や友達、お客さんにしっかりあいさつすることができていましたか。				
7	お子さんは、忘れ物をしないで生活できましたか。				
8	お子さんは、楽しく学校に通うことができていましたか。				
9	学校は、保護者に出す文書（たより等を含む）や連絡メールは分かりやすく、ホームページを充実させるなど、家庭との連携を図る努力をしていましたか。				
10	学校は、お子様の不安な事や悩み事に対して適切に対応していましたか。				
11	お子さんは、去年よりたくさん本を読んでいましたか。				
12	お子さんは、健康でいられるように運動したり、規則正しい生活を送ったりすることができていましたか。				
13	自由記述	/	/	/	/

## 令和5年度 児童アンケート

No.	評価項目	よくできている	できている	あまりできていない	できていない
1	あなたは、授業中、先生の話をよく聞いて、進んで学習に取り組もうとしましたか。				
2	あなたは、友だちを思いやる気持ちをもって過ごすことができましたか。				
3	あなたは、タブレットを使って学習を深めることができましたか。				
4	あなたは、学校やクラスのきまりを守って、落ち着いて生活することができましたか。				
5	あなたは、「チャイム前着席」など、時間を守って生活することができましたか。				
6	あなたは、先生や友達、お客さんにしっかりあいさつすることができましたか。				
7	あなたは、忘れ物をしないで生活できましたか。				
8	あなたは、学校に楽しく通えましたか。				
9	あなたは、家庭学習や宿題にしっかり取り組むことができましたか。				
10	あなたは、悩みや心配ごとを、学校の先生に相談することができましたか。				
11	先生方の授業は、分かりやすかったですか。				
12	あなたは、無言清掃にしっかり取り組むことができましたか。				
13	あなたは、去年よりたくさん本を読むことができましたか。				
14	あなたは、健康でいられるように運動したり、規則正しい生活を送ったりすることができましたか。				

★そのほか、何か先生につたえたいことがあったら、うらにかいてください。

年            組            名前

# 令和5年度 教職員自己評価(案)

No.	評価項目	A~D
1	学校教育目標、学校経営方針を理解して教育活動に当たりましたか。	
2	「目指す教師像・児童像」の達成を意識して教育活動を行いましたか。	
3	校務分掌の配置は適切であり、機能しやすく構成されていましたか。	
4	会議時間の削減やペーパーレス化など、従前の働き方を改革する意識をもって業務にあたりましたか。	
5	死角となる箇所や瑕疵のチェックなど、施設・設備の整備を適切に行い安心・安全な教育活動を行うことができましたか。	
6	個人情報の管理（持ち出し、取扱い）を適切に行っていましたか。	
7	年度当初に校長が示した「サービスに関する基本姿勢」に則ってサービスの厳正に努めたか。	
8	在校等時間を意識し、効率の良い働き方ができるように努めることができましたか。	
9	「個別最適な学び」「協働的な学び」を一体的に行うことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことができましたか。	
10	児童の実態に応じて、一人一人の基礎的・基本的な学力の伸びを意識した指導・支援を行うことができましたか。	
11	年間指導計画に沿った授業を行うことができましたか。	
12	タブレット端末やICT機器を活用した授業改善に、積極的に取り組みましたか。	
13	道徳教育について、毎日の教育活動全体を通じて行うことができましたか。	
14	特別の教科道徳について、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業を実践することができましたか。	
15	特別支援教育への正しい理解と認識を深め、発達に課題がある児童に対して適切な支援を行うことができましたか。	
16	校内研修の回数や内容は充実していましたか。	
17	学校課題研究にブロックや学年で協力して取り組み、研修と修養に励みましたか。	
18	いじめ防止対策推進法に基づいていじめを認知し、解消までの見届けを適切に行うなど、学校・学年全体で組織的に対応することができましたか。	
19	新規不登校児童を出さない取組を充実させたり、継続不登校児童への適切な支援を行ったりすることができましたか。	
20	生徒指導や教育相談に関わる諸課題の解決に当たって、保護者や地域、関係諸機関との連携を適切に行っていましたか。	
21	児童は五小「生活のきまり」や「学習のルール」を守り、規律ある態度を身に付けていますか。	
22	五小「生活のきまり」や「学習のルール」に則った指導を行い、児童の発達段階に応じた規律ある態度をすることができましたか。	
23	体育の授業や外遊びに、意欲的に取り組む児童を育成することができましたか。	
24	児童の体力（跳躍力、持久力、投力）を向上させる取組を行うことができましたか。	
25	地域や保護者への情報発信を積極的に行うなど、開かれた学校づくりに努めましたか。	
26	コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会の取組を理解しましたか。	
27	学校・学年教育目標などの各目標が生徒・保護者に理解されるように努めましたか。	
28	安全指導や学習指導などにおいて、三中や地域やPTA、外部の人材を積極的に取り込み、地域とともにある学校づくりに努めましたか。	
29	タブレットを活用しながら情報モラル教育を積極的に行うことができましたか。	
30	授業や諸活動で、学校図書館を活用できていますか。	
31	人権に関する様々な諸問題についてその諸問題への正しい理解と認識を深め、児童の人権感覚を育成することができましたか。	
32	児童や職員同士、来校者とのあいさつを率先して行うことができましたか。	
33	学校行事や学級経営、授業を充実させることにより、全教育活動をとおして児童の自己肯定感・自己有用感を育成することができましたか。	
34	無言清掃の指導を徹底して行うことができましたか。	

評価領域	自己評価の評価規準 ★校長自己評価シート項目から	自己評価	学校関係者 評価
I 円滑な学校 の運営 具現化	①学校の組織運営 危機管理 業務改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営方針</li> <li>校務分掌組織</li> <li>適所への適材配置</li> <li>職員会議等の運営</li> <li>予算の執行・決算、監査等</li> <li>保健計画、安全計画</li> <li>環境衛生の管理</li> <li>健康観察、安全点検</li> <li>緊急事態発生時の対応</li> <li>危機管理マニュアルの作成・活用</li> <li>情報規定と持ち出し規則</li> </ul>	
	②基礎学力の定着 道徳教育 令和の日本型教育の実践 特別支援教育 研究・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画の立案</li> <li>主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善</li> <li>個別最適な学びの実践</li> <li>指導方法の工夫と改善</li> <li>評価、評定の工夫</li> <li>タブレット端末の活用促進</li> <li>道徳科と各教科との関連</li> <li>道徳実践力の育成</li> <li>家庭、地域社会との連携</li> <li>特別支援教育の理解と推進</li> <li>通常学級との交流</li> <li>教員の資質向上</li> </ul>	
II 学力向上・豊かな人間性・健康・体力向上を養う教育活動	③生徒指導 教育相談 規律ある態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級活動、学級経営</li> <li>組織的な生徒指導</li> <li>問題行動への対処</li> <li>教育相談、生徒理解</li> <li>いじめ防止対策</li> <li>個別の指導計画、支援計画</li> <li>諸機関との連携</li> <li>不登校対策委員会など 校内支援体制の整備</li> </ul>	
	④体力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>新体力テストの結果分析</li> <li>体育好きな児童の育成</li> <li>技能向上のための取組の工夫</li> </ul>	
III 地域連携	⑤地域とともにある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校情報の発信（学校HPなど）</li> <li>学校公開・授業参観 ・個人面談の実施</li> <li>充実した学校運営協議会 の実施</li> <li>地域、三中学校区間連携</li> <li>P T A 活動の活性化</li> </ul>	
III 特色ある取組	⑥特色ある教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校の特色ある教育活動に関わる項目</li> <li>昨年度の学校評価を踏まえた課題への解決</li> </ul>	

令和5年8月4日  
埼玉県教育委員会  
ZOOM(オンライン)

# コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の 一体的推進に向けて

文部科学省視学委員  
全国コミュニティ・スクール連絡協議会会長  
三鷹市教育長  
貝ノ瀬 滋

## 地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
- 地域における地縁的なつながりの希薄化
- 地域の人間関係の希薄化

等

## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 生徒・児童指導に関わる課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要

等

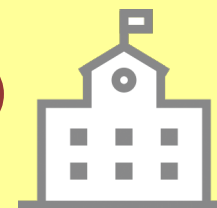
## 新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して目標を学校と社会が共有
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ 地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

## 地域 学校



- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
- ◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部



**地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進**

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

**コミュニティ・スクールとは**

**学校運営協議会が**

**おかれた学校**

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会を設置した学校)

## 学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度  
・地域住民  
・保護者  
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の  
基本方針

学校運営・  
教育活動



意見

学校運営  
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する  
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

## 地域学校協働活動推進員

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

## 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う  
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、  
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）  
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動  
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動  
などを実施

※ 地域学校協働本部  
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」  
を形成した地域学校協働活動を推進する体制



# イギリスの 学校理事会制度

日本の  
学校運営協議会制度  
とは違う

**①校長が作成する学校運営の  
基本方針を承認(必須)**

**②学校運営について、教育委員会  
又は校長に意見(任意)**

**③教職員の任用に関して、  
教育委員会に意見(任意)**



[地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022 兵庫 オープニング・ムービー - YouTube](#)

# 学校支援部会

- ・ 授業補助
- ・ 見守り活動
- ・ 地域クラブ活動 など

# 学校評価部会

- ・ 学校評価の補強
- ・ 学校運営協議会の振りかえり など

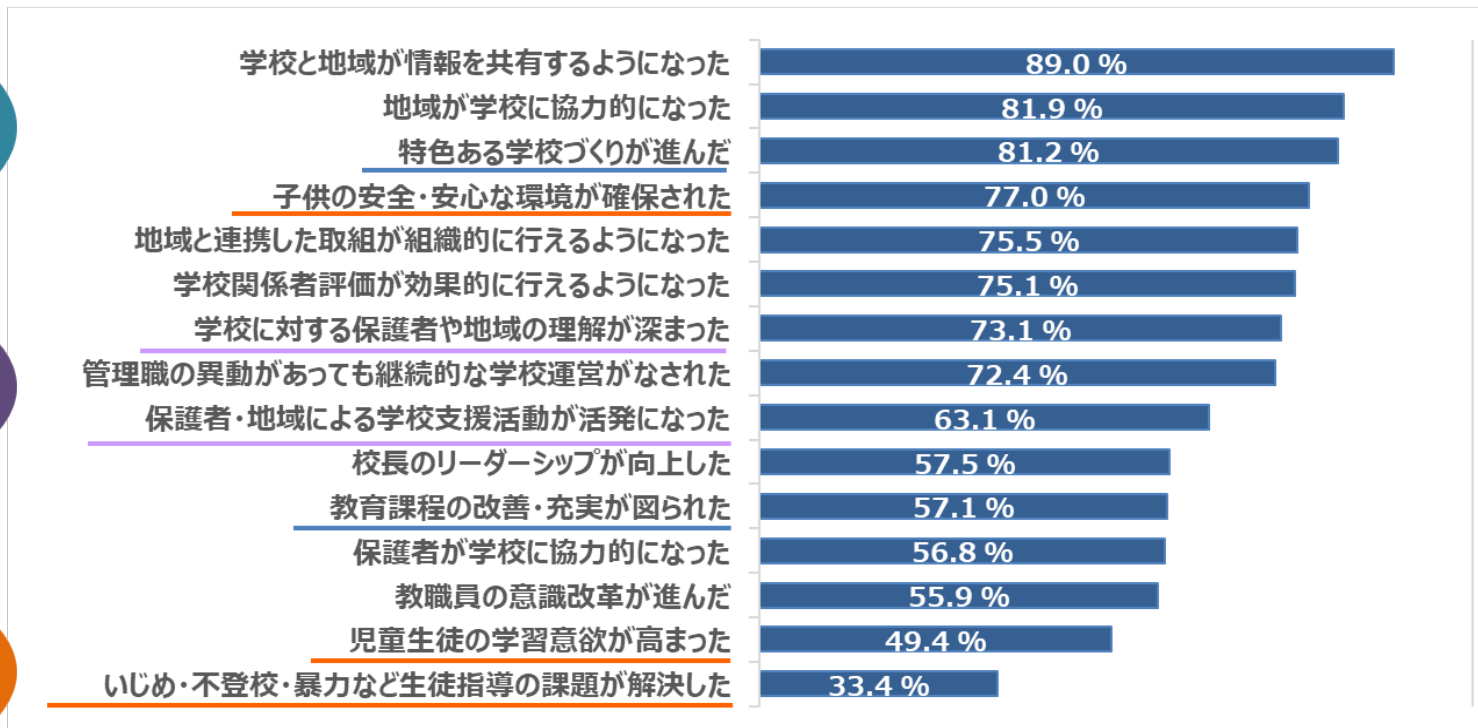
# 広報部会

- ・ 協議会だより
- ・ ホームページ更新 など

## 学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員にメリットがある

【CS導入校の校長を対象とした調査】

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？



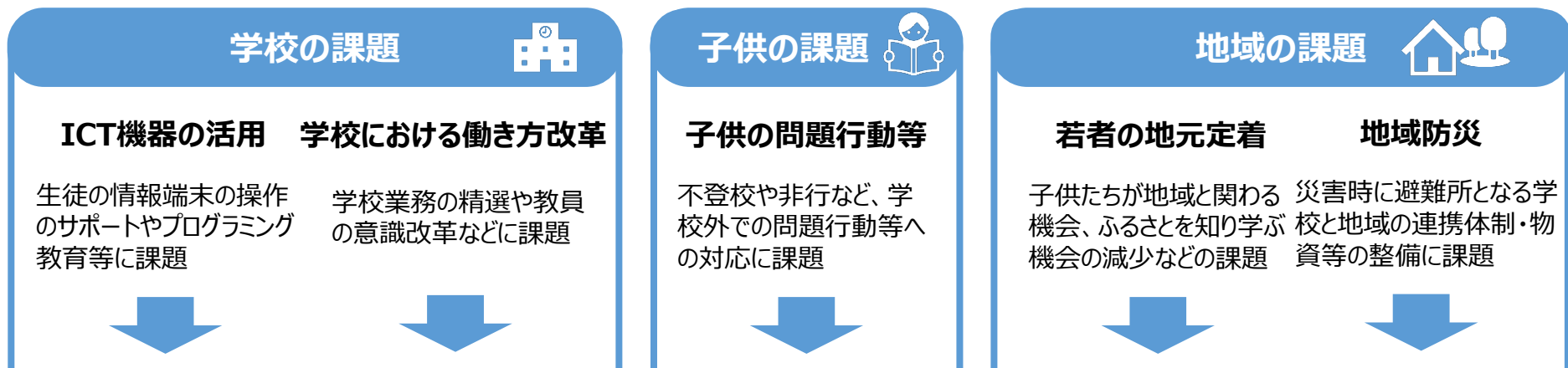
※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋  
出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）

## コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 埼玉県ふじみ野市 <b>企業退職者や研究者が、学校応援団として、プログラミング教育へのアドバイスや支援等に協力</b>	(例) 岡山県浅口市 保護者や地域住民と <b>目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教員の意識改革</b> にも成果	(例) 福岡県春日市 課題を学校と <b>地域が共有・協議し、保護者・地域・学校・警察が協力して夜間パトロールなどを実施</b>	(例) 鳥取県南部町 <b>地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成</b>	(例) 熊本県 <b>自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、生徒と地域住民の合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践</b>
--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

**協議会を活性化する肝は**

**熟 議**

**当事者意識を持ってこそ**

方針・目標  
の設定

取組の実践  
(CSと地域学校協働活動)

働き方改革へ  
の効果

## ① 業務内容の棚卸し



熟議の様子

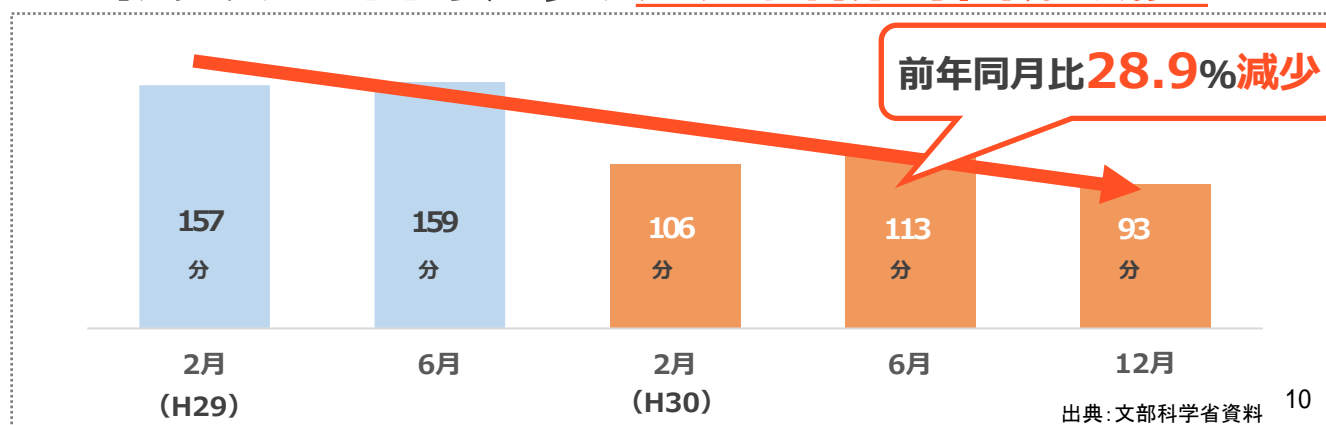
## ② 教育活動の 再整理・再認識

## ③ 地域と連携・協働 した活動の実践

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

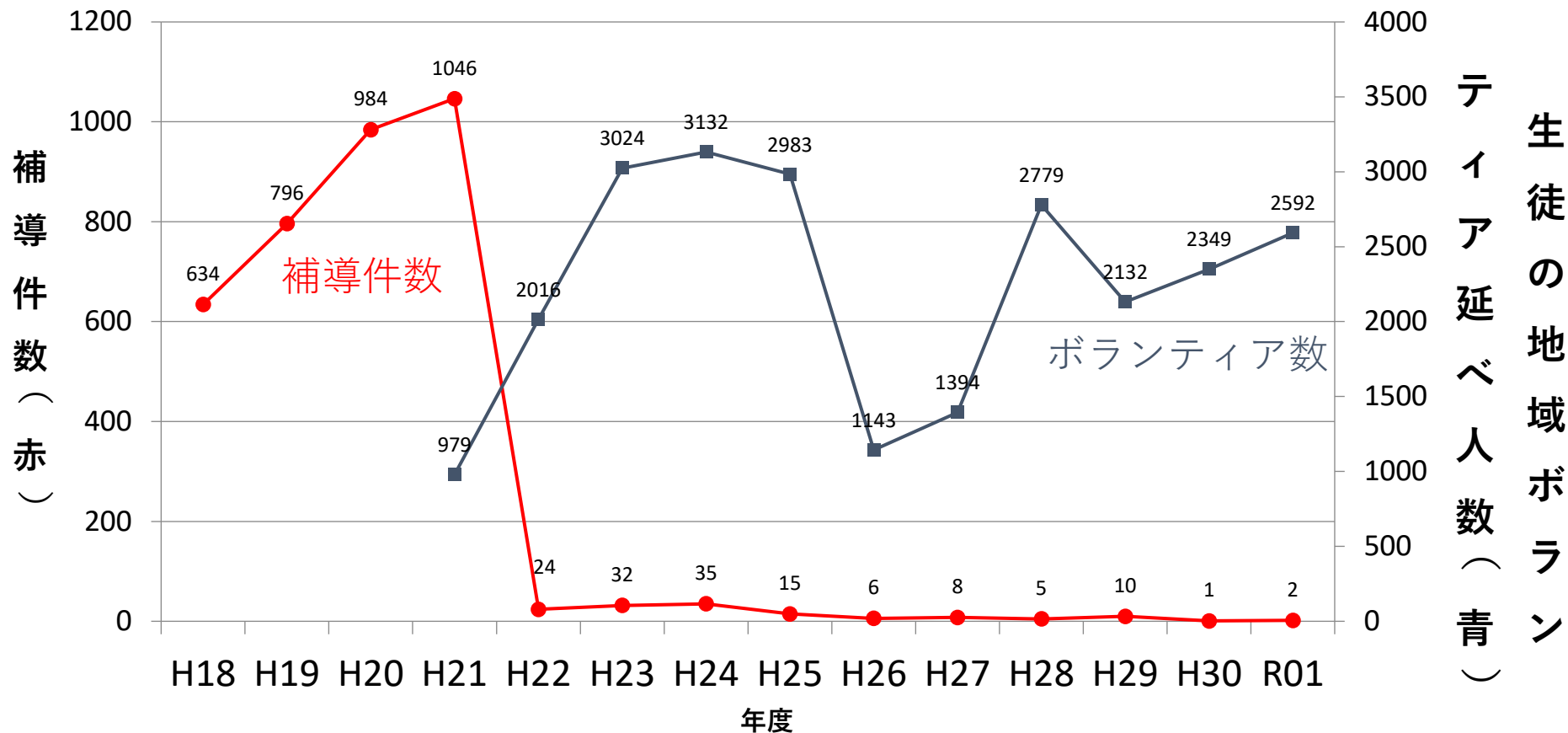
### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少





# 【事例②】 生徒指導上の課題解決の取組

**生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決**（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



## コミュニティ・スクールの成果

◆ 学校と地域が対話を通じて、  
目標を共有し、課題を解決

◆ 子供が変わり、学校が変わり、  
まちも変わった

## 【事例③】 CSにおいて児童生徒が意見を述べる機会を設ける等の取組（山口県）

山口県では、学校運営にあたり、当事者である児童生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考えており、学校運営協議会の熟議の場に児童生徒が参加する取組を推進している。例えば高等学校では、学校運営協議会において生徒が学校生活や学習活動についてのプレゼンテーションをするなどの取組が増えてきており、小・中学校においても、児童生徒の意見を熟議に反映させる取組を行っている学校がある。



高等学校における取組（山口県立山口高等学校）

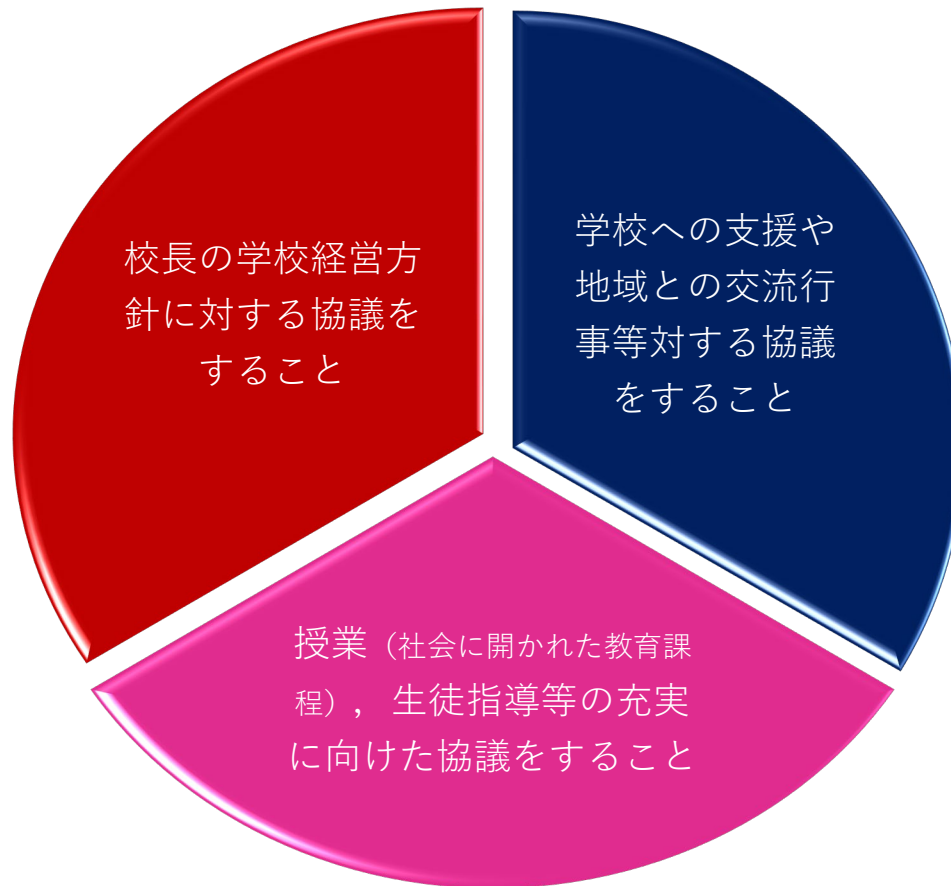


中学校における取組（萩市立萩西中学校）

### 【 学校運営協議会において、生徒が参加することの効果 】

学校運営協議会において、委員と生徒・教職員とが互いに意見を交わすことで、

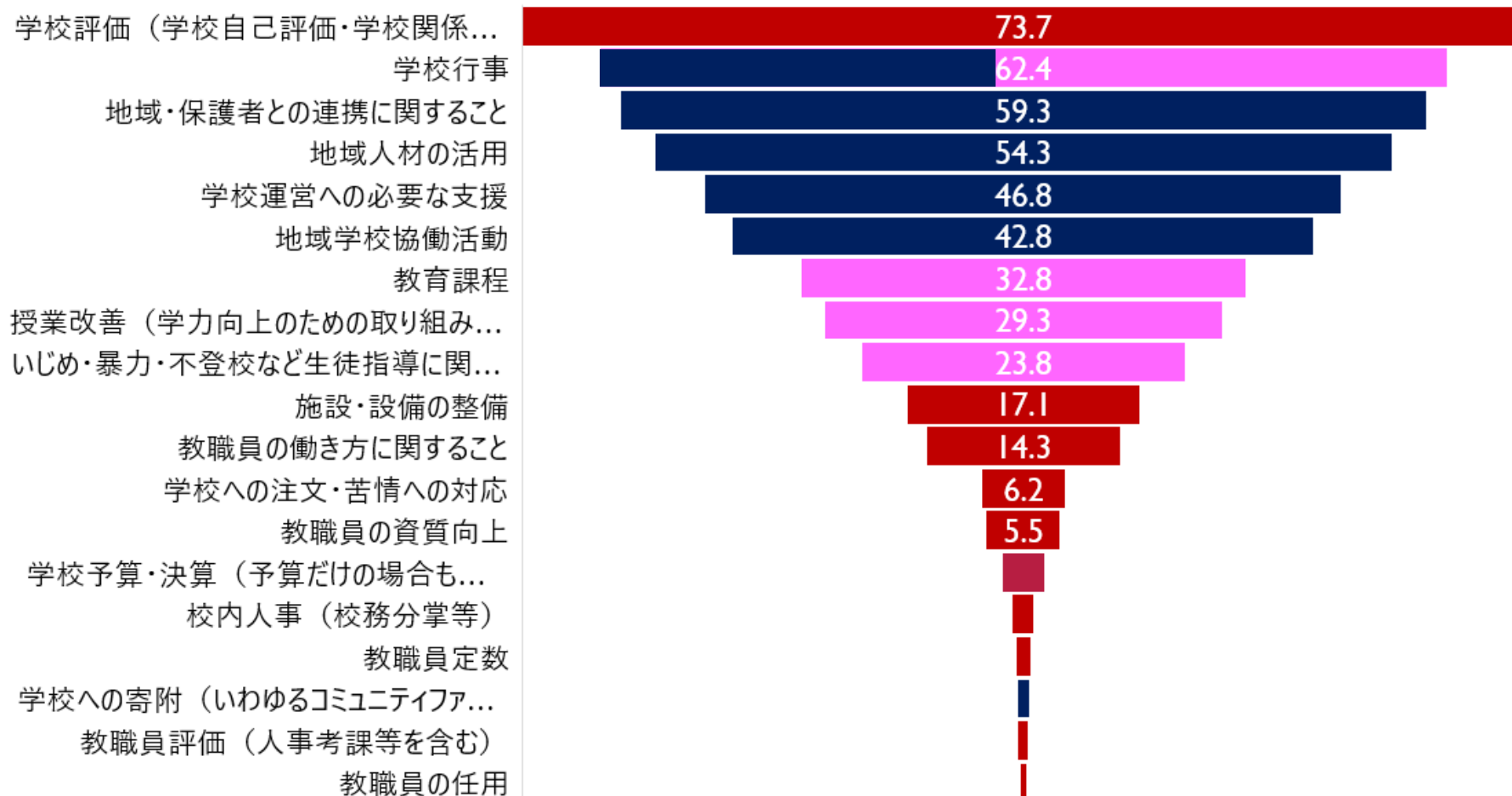
- 生徒を含めた参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれることが期待される。
- 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れたりすることで、生徒の自己の在り方や生き方を考える機会にもなっている。



**コミュニティ・スクールは  
学校の単なる応援団ではない  
学校のガバナンスを強化する  
ためにある**

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）で何を協議するのか？

学校運営協議会で「多く」取り上げられた事項【校長調査R2】（単位は%）



『令和2年度「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究の実施」成果報告Ⅱ』2021年より結果を抜粋・加工

## 地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

### 【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**  
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与  
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**  
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

## 地域住民等が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

### 当事者性

十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）

→ アドバイザー等の第三者ではなく、学校運営の当事者。

### 自立性・対等性

十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与

→ 学校の附属機関ではなく、対等なパートナー。意見の反映。

### 持続性

永続的かつ安定した学校運営のための合議制の仕組みを制度的に保証

→ 校長の異動や運用に左右されず。国法、財政支援等。

**平成29年 社会教育法改正により  
地域学校協働活動**

**地教行法改正により  
学校運営協議会**

**努力義務化**



**学校運営協議会は  
ヘッド(企画)  
地域学校協働本部は  
足腰(実働部)**

**一体的に運用されてこそ  
本物のコミュニティ・スクール**

# 学校づくりから 地域づくりへ発展

いい地域には、いい学校があり、  
いい学校は、いい地域をつくる  
(逆も真なり)

# コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

## 教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

## 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、  
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置  
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

### 教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

### 学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

### 第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度  
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組む  
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

## 教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、  
コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

### 第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度  
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大  
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

## 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること  
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）  
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義  
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

### 第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度  
・全ての公立学校において学校運営協議会制度を導入されることを目指す  
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

## 第四十七条の五

**教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

**4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

**6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**

**7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べる**ことができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

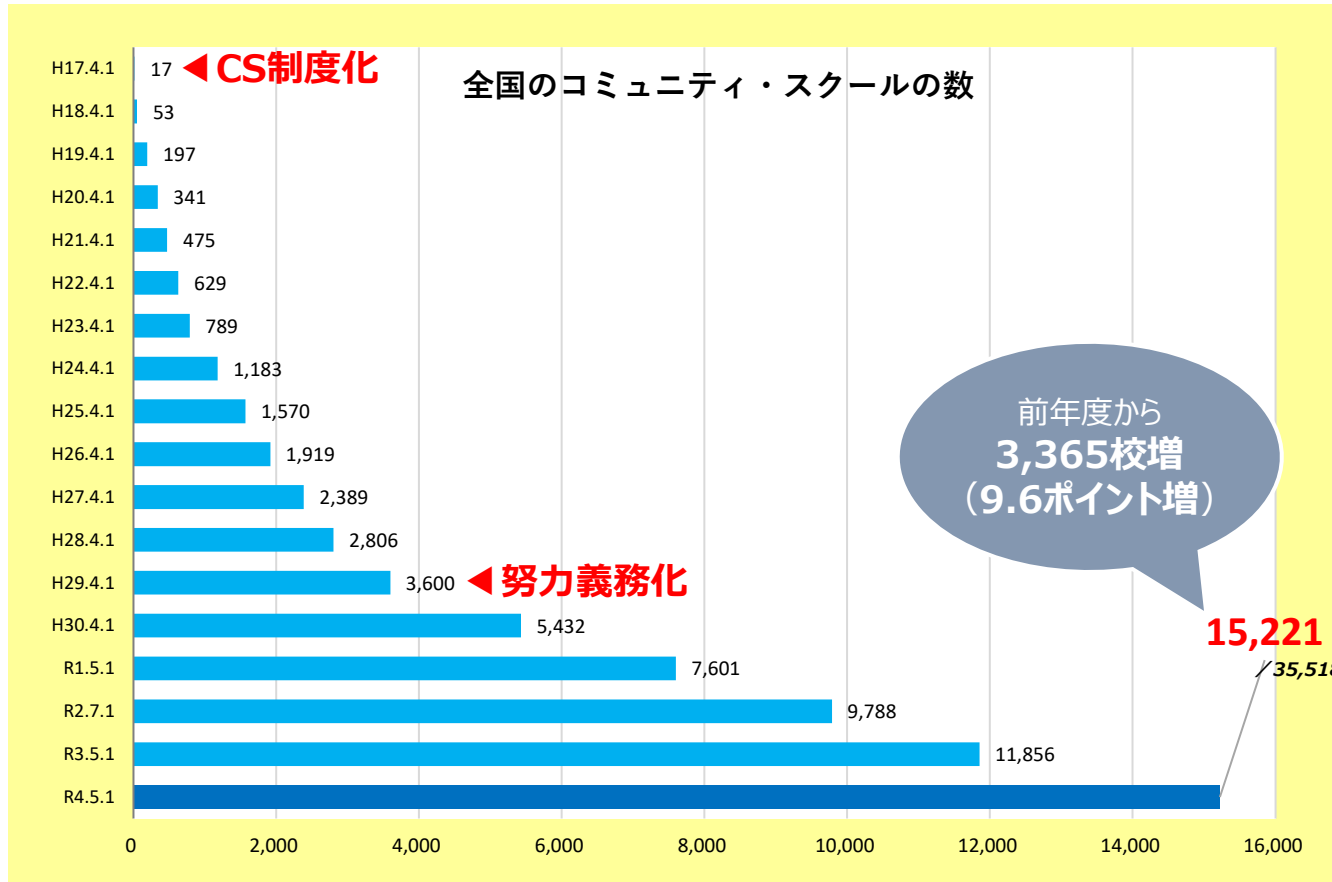
10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー学校数

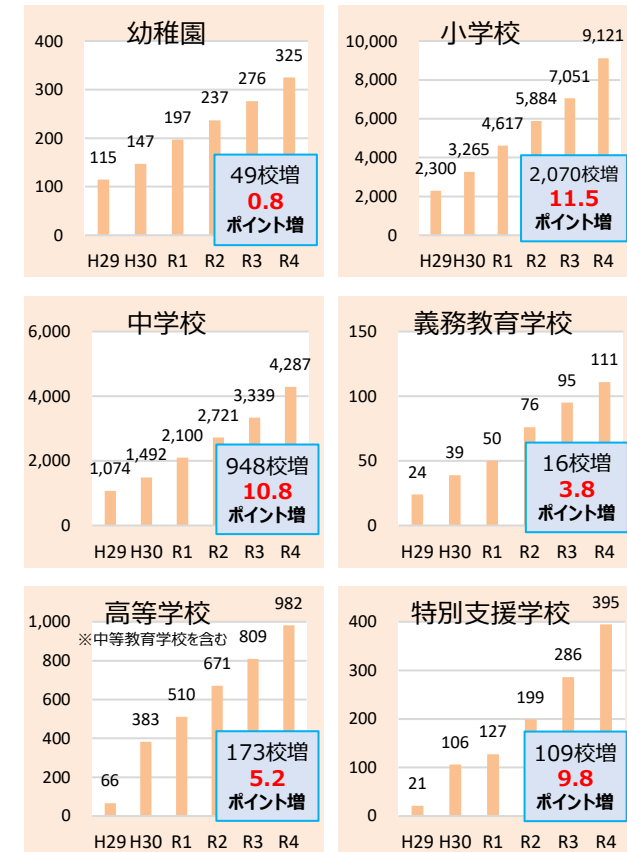
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



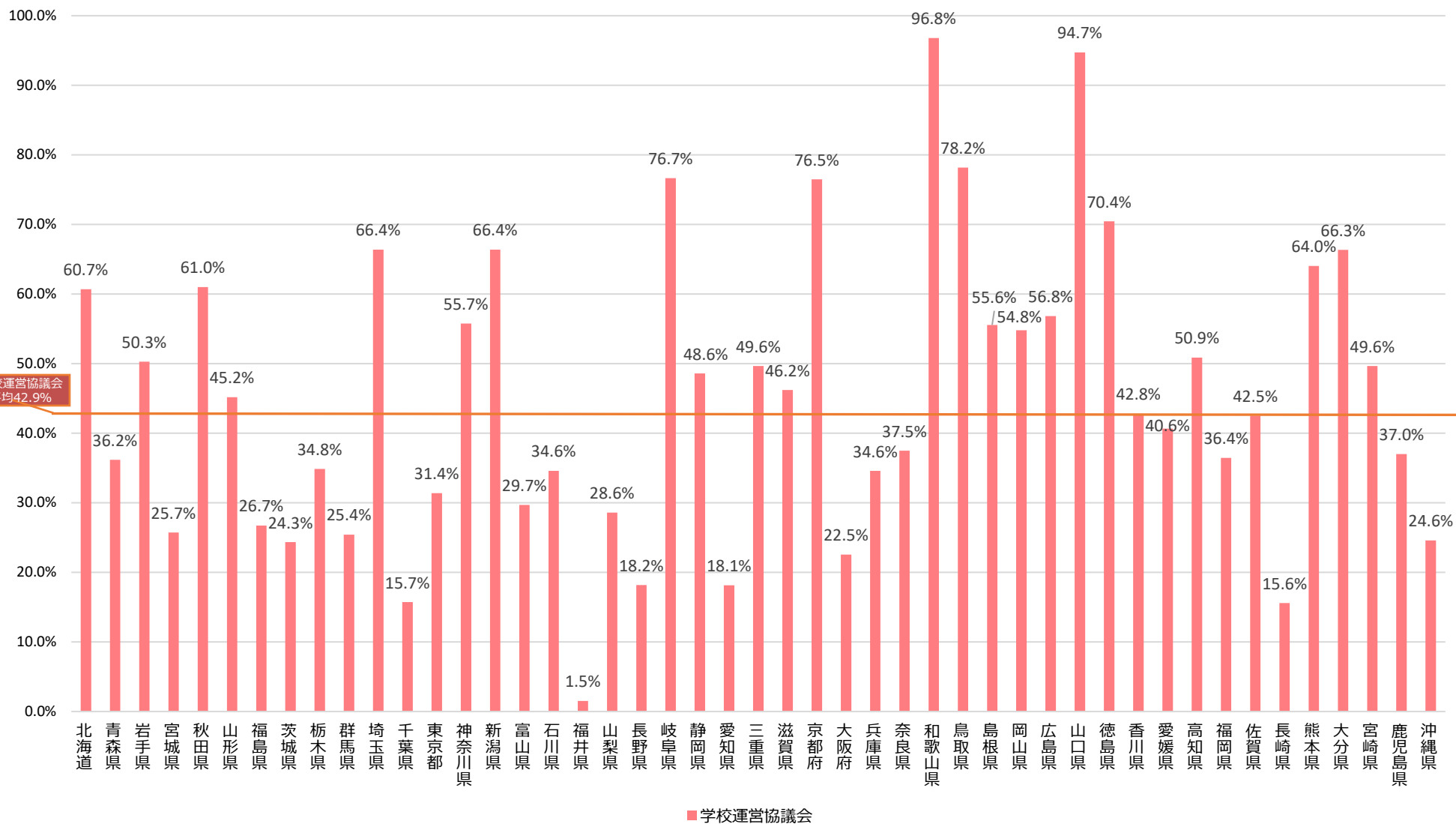
## 校種別設置状況



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。  
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

# コミュニティ・スクールの導入率（都道府県別・全学校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 15,221校（幼稚園：325、小学校：9,121、中学校：4,287、義務教育学校：111、高等学校：975、中等教育学校：7、特別支援学校：395）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

## 【コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ】（抜粋）

文部科学省 令和4年3月14日公表

- ・ 関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。
- ・ 地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

### (3) コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

### 【教育進化のための改革ビジョン】（抜粋）

文部科学省 令和4年2月25日公表

- ・ **全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速**（重点期間：令和4～6年度）し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での学校・地域の連携強化
- ・ **地域や企業と学校が連携した形での学習支援や、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供**

### 【経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）】（抜粋）

令和4年6月7日閣議決定

- ・ **地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。**

### 【地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫】（6/11）末松文部科学大臣 挨拶

- ・ **今後3年間で、全国でのコミュニティ・スクールの導入数を現在から倍増、約2万校に拡大していきたい。**

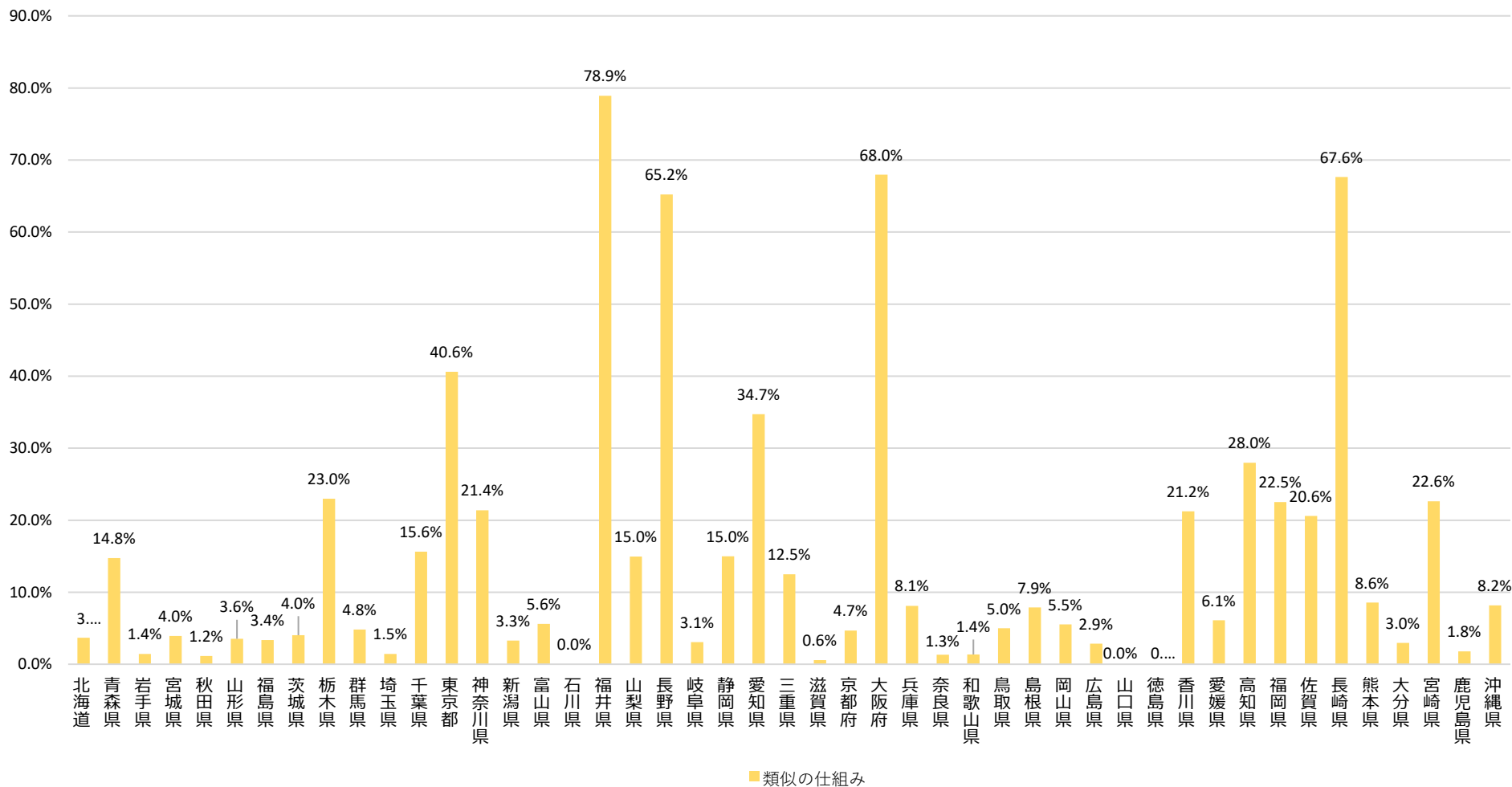


# 『類似の仕組み』の実施状況

『類似の仕組み』を設置している公立学校数：6,152校（幼稚園：338、小学校：3,532、中学校：1,716、義務教育学校：16、高等学校：423、中等教育学校：6、特別支援学校：121）

『類似の仕組み』  
の定義  
(調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。



※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

# 既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

## 基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会規則（教育委員会規則）を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

## 自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体\*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

## 学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。  
学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

## 学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。  
学校教育法施行規則第49条

## 類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方（「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）をもとに作成

## 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度要求・要望額 10,272百万円  
(前年度予算額 6,859百万円)



### 背景・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R3時点：11,856校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に関われた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

### 経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章 新しい資本主義に向けた改革  
2. 社会課題の解決に向けた取組  
(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）  
**地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）**

### 事業内容

#### 【事業の概要】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）

対象（交付先）：都道府県・政令市・中核市

要件：① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること  
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(10,000か所×約98万円（国庫補助）)

支援内容：地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

#### 【取組例】（岡山県浅口市）

コミュニティ・スクールでの協議により、業務の見直しや効果的な地域学校協働活動を実施し、学校における働き方改革を実現



#### 【具体的な取組】



#### （主なポイント）

- ▶ **地域学校協働活動推進員の配置**
  - 10,000か所（31,000人）
  - うち10,000人を常駐化（8,000人増）
  - 新たに高校等 1,000人増
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
  - ① 学校の働き方改革に資する取組
  - ② 学習支援や体験・交流活動
  - 特に、**困難を抱える子供への対応**  
企業等と連携した活動  
学校の部活動支援との連携 等  
課題に対応するための活動を充実
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
  - CSアドバイザーの配置（都道府県等）
  - 研修の充実
  - デジタル技術の活用促進

#### 【アウトプット（活動目標）】

- 地域学校協働活動推進員等の配置  
(R4) 30,000人 → (R5) 31,000人
- 地域学校協働活動（学校の働き方改革に資する取組等）の充実

#### 【アウトカム（成果目標）】

- コミュニティ・スクール導入校数の増加
 

年度	導入校数
R4(予定)	14,000
R5(予定)	17,000
R6(予定)	20,000
- 学校の働き方改革に資する取組を実施する学校数の増加 (R3年度：55%)

#### 【インパクト、目指すべき姿】

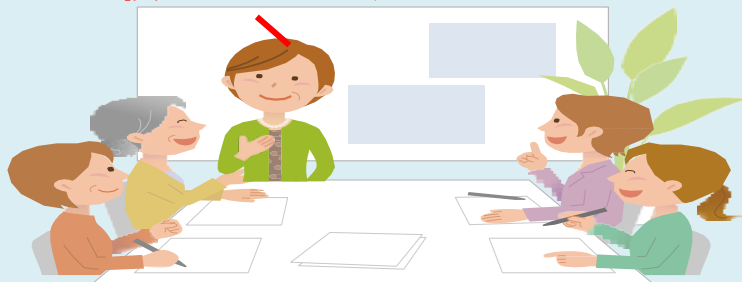
- 全ての公立学校・地域において、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現

コミュニティ・スクール



学校運営協議会

地域学校協働活動推進員



教育  
委員会

委嘱



情報共有

地域学校協働活動推進員

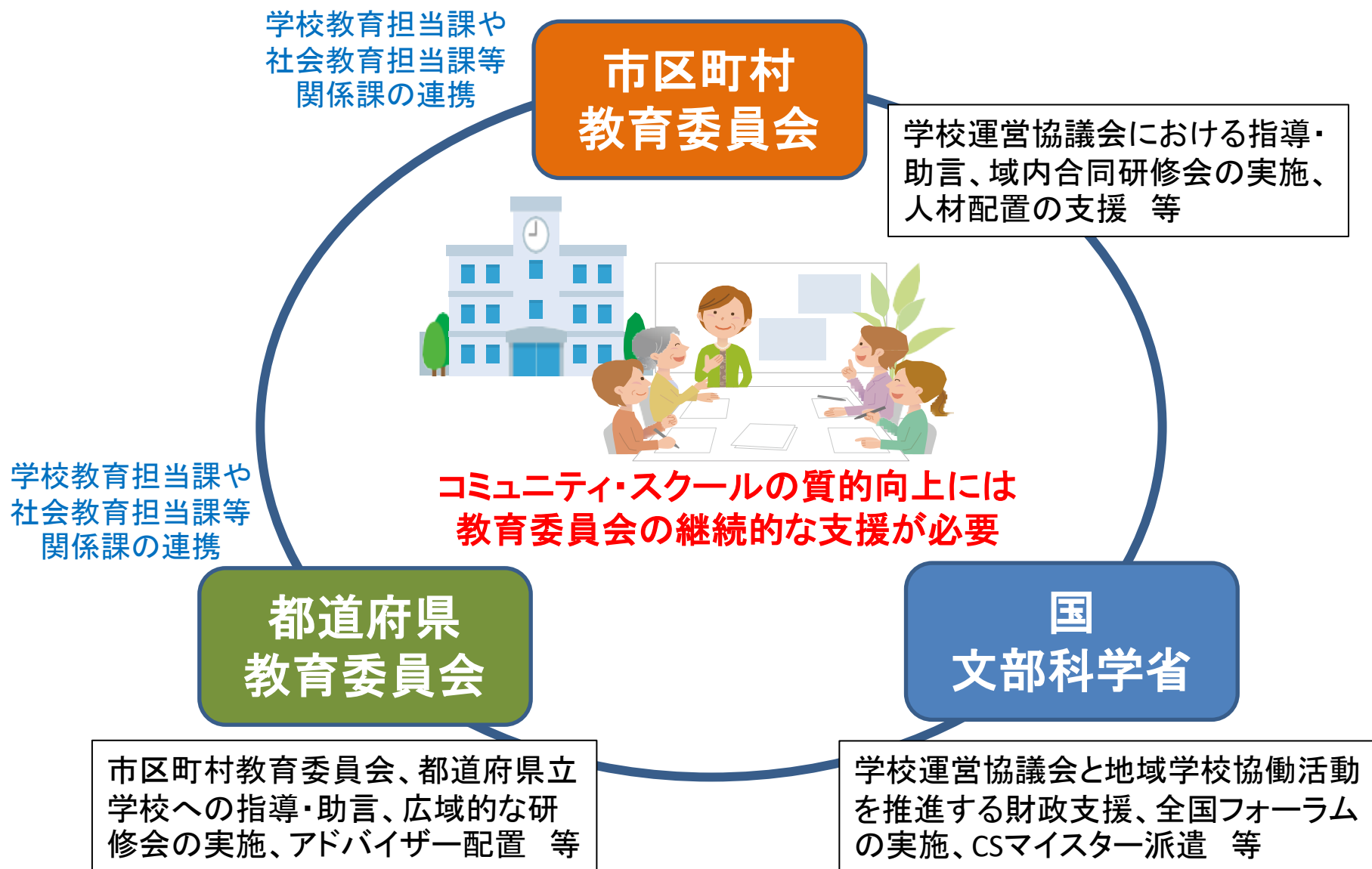
地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域学校協働活動推進員





## 推進体制

### CS推進協議会

- ・教育委員会関係課
- ・首長部局関係課
- ・CSアドバイザー
  - ・校長会
  - ・有識者 等

### 学校教育所管課

- ・指導課
- ・教職員 等

### 社会教育所管課

- ・家庭教育支援課
- ・生涯学習課 等



CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

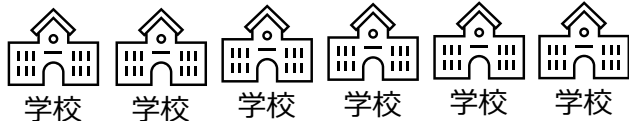
市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村



## CS主担当課の役割

### 推進方針

#### ○CSの推進協議会の開催

- ・CS関係課や有識者等をメンバーにして推進協議会を開催

#### ○CS推進方針の策定

- ・市区町村を含めた県全体としてのCS推進方針を策定  
(**所管学校のCS推進計画**を含む)

### 状況把握

#### ○市区町村のコミュニティ・スクール推進状況の把握

- ・国の実施状況調査を活用した状況把握
- ・訪問やヒアリングによる市区町村の具体的な導入計画の把握

#### ○所管する学校の**学校運営協議会の状態把握** (高校・特別支援学校所管と連携)

- ・学校運営協議会の参観や関係者へのヒアリング

### CSアドバイザー

#### ○CSアドバイザーの配置・活用

- ・推進方針に沿った人選 (CSについて豊かな知識と実践を有する者)
- ・**市区町村教育委員会や所管学校への派遣・助言**

#### ○CSアドバイザーの資質向上

- ・CSマイスターによる指導・助言、CSアドバイザー研修会の実施



### 関係課との連携

- ・CS理解の支援
- ・国の動向の共有
- ・県内のCS状況の共有 等

CSアドバイザーとの  
連携が大切

その他にも

- 初任者研修
- 管理職研修 等

において、CSの内容を盛り込む

### 研修

#### ○市区町村教育委員会研修 【対象】市区町村CS担当者

- ・CS導入前研修
- ・CS導入後研修

#### ○地域学校協働活動推進員等研修 【対象】地域学校協働活動推進員等

- ・地域学校協働活動推進等の資質向上研修 ※高校・特別支援学校にも周知

#### ○合同研修【CS関係者】

- ・CSや地域学校協働活動の推進、人づくりや地域づくり意識の醸成

学校運営協議会は教育委員会が設置する機関であり、学校運営協議会に関する業務は教育委員会が主体となって担う。

## ○学校運営協議会に関する教育委員会の主な事務

- ・ 教育委員会規則の制定  
（学校運営協議会の設置、委員の任免の手續及び任期、運営に関し必要な事項など）
- ・ 学校運営協議会委員の任命、解任
- ・ 学校運営協議会の運営に係る予算措置、支出（委員報酬など）
- ・ 学校運営協議会の運営に係る事務  
（委員や学校等との連絡調整、資料作成、会議準備、議事録作成、広報・HP更新など）

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5（抄）

**教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。**

（略）

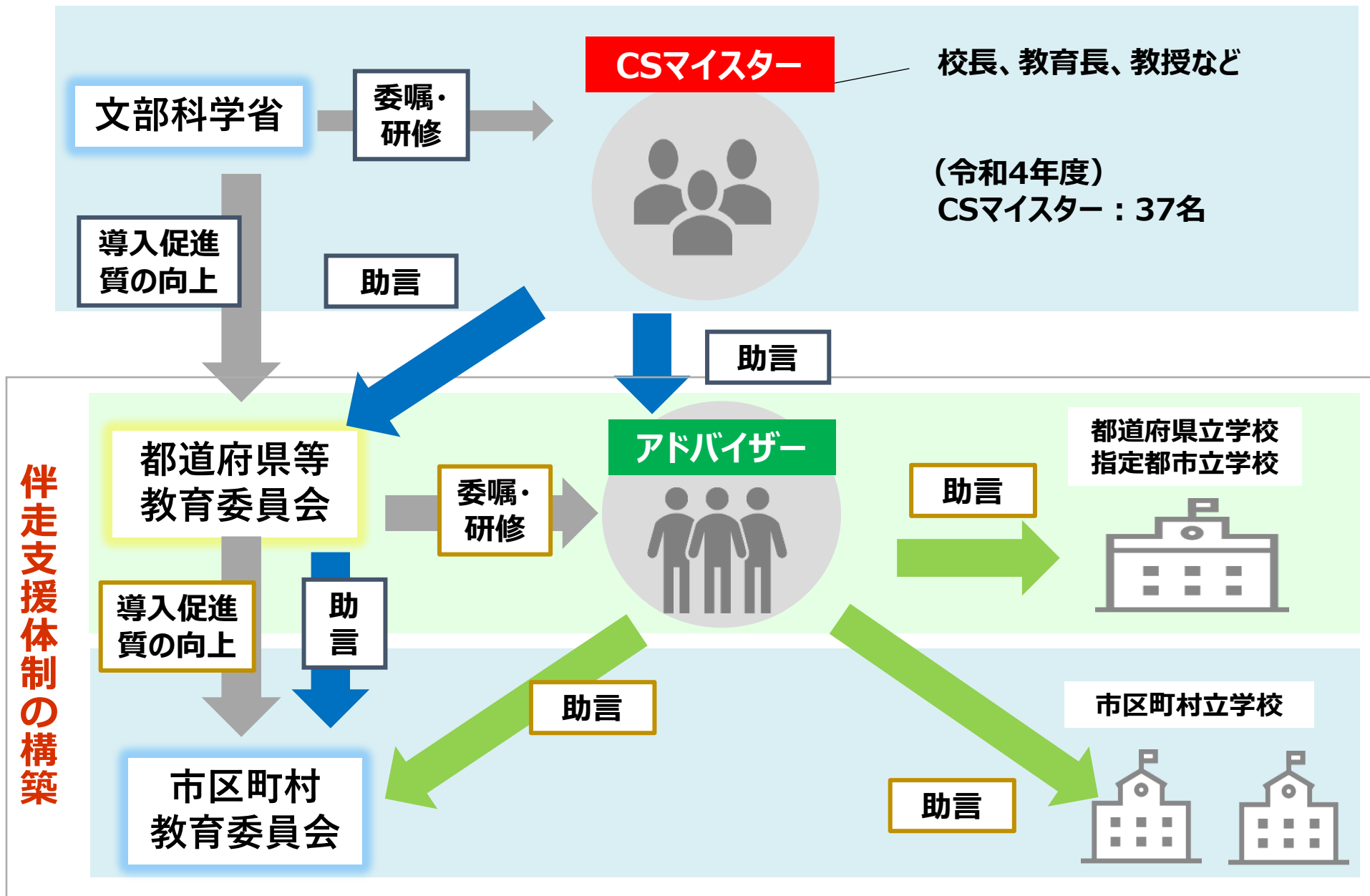
2 **学校運営協議会の委員**は、次に掲げる者について、**教育委員会が任命**する。

（略）

9 **教育委員会は**、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該**学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。**

10 **学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項**については、**教育委員会規則で定める。**

# 都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築





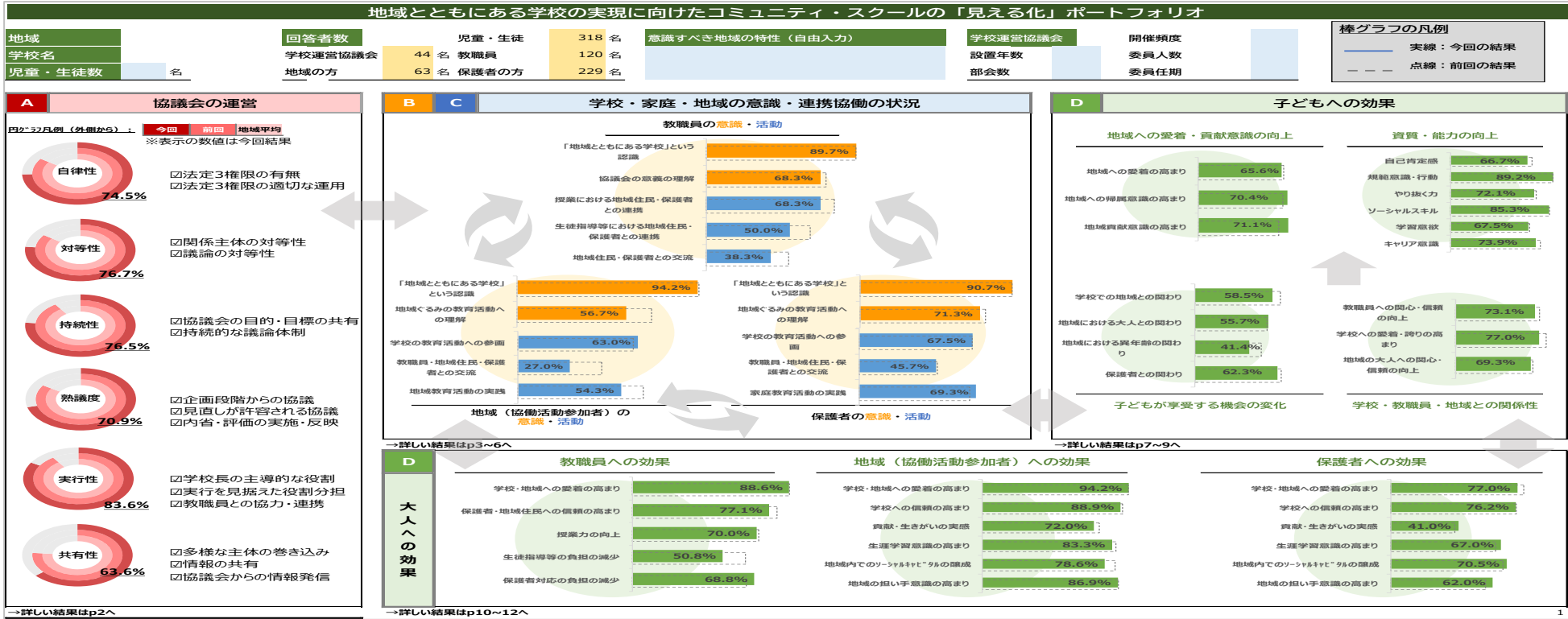
# CSポートフォリオ = 自己診断ツール

協議会の運営状況

学校・家庭・地域の意識  
連携協働の状況

子どもへの効果

大人への効果



コミュニティ・スクールの効果を可視化 → 学校運営協議会の質的向上につなげる

## コミュニティ・スクールの導入により、 子供を中心にして、地域全体を一つにまとめる次世代の地域づくりを推進

### 地域とともにある学校づくり

- ・ 地域に開かれた学校（相互の連携・協働体制の構築）
- ・ 地域に支えられる学校（学校のための地域）



### 学校を核とした地域づくり

- ・ 地域づくりの拠点としての学校（地域のための学校）



子供を中心に学校づくり・地域づくりを考えることで、地域を一つに

地方創生に貢献、さらには国・世界の発展に貢献

**助け合いぬくもりのある地域を**

**共助、互助、共生**

**民主主義社会の土台づくり**

令和4年度 朝霞市立朝霞第五小学校 学校評価書  
(令和5年2月17日学校運営協議会用資料)

○自己評価の評価基準 A:できている B:どちらかといえばできている C:どちらかといえばできていない D:できていない  
○学校関係者評価の評価基準 ・自己評価と同じ評価の場合→自己評価は妥当であると判断 ・自己評価と異なる評価の場合→学校関係者評価委員会としての見方を示す

評価領域	評価の観点 ★校長自己評価シート項目から	自己評価	学校としての考え ◆課題・改善点	関係者 評価	学校関係者評価委員の 意見・提言
I 学校運営に関するもの	①学校の組織運営 危機管理 業務改善	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、学校教育目標、学校経営方針を理解するとともに、「目指す教師像・児童像」の達成を意識して教育活動に当たった。</li> <li>学校は、会議時間の削減やペーパーレス化など、従前の働き方を改革する意識をもって業務にあたった。また、在校等時間を意識し、効率の良い働き方ができるように努めた。</li> <li>学校は、施設・設備の整備を適切に行うとともに、感染症対策を講じて安心・安全な教育活動を行った。</li> <li>学校は、個人情報管理規定（持ち出し、取扱い）を定め、その管理を適切に行った。</li> <li>学校は、実践に基づいた振り返りをもとに校務分掌の配置を適切にし、より機能しやすく構成していく必要がある。</li> <li>学校は、引き続き国や県・市の推進する「働き方改革」について地域や保護者に理解を求め、教育の質を維持・向上させながら現状の働き方を改革していく必要がある。</li> <li>学校は、コロナ禍における様々な状況に柔軟に対応して教育活動を継続していけるよう、今後も策を考えていく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>評価は適正・妥当であると判断します。A（4）</li> <li>また、課題・改善点としてあげられている項目を実現していくことでより良い教職員の環境が整い、より良い教育、子ども達の成長を見守る教職員の皆様の職場環境の向上に繋がると感じます。</li> <li>働き方改革であったり、ペーパーレス、簡素化といった効率を上げることで、今まで大切にしていたモノが失われつつあるのを感じております。効率化と希薄化を理解していただきながら進めていただきたいと思います。</li> <li>日々の学校の様子などHPで公開していることはとても助かっているため、今後も継続して行って欲しい。</li> <li>校務分掌に関して、組織全体を機能させることは最優先です。それに加え細部関係者との対話や振り返りも継続頂き、来年度以降の組織運営に活かして頂くことを望みます。</li> <li>個人情報の管理については、時々、個人情報紛失事故等のニュースがあるところです。これらの事故を他人事とせず、朝霞5小において、ルールどおりの運用が実際になされているのかをきめてご報告いただければ、より良いかと思えます。</li> </ul>
	②基礎学力の定着 道徳教育 令和の日本型教育の実践 特別支援教育 研究・研修	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校は、文科省の示す「令和の日本型学校教育」の理念のもと、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実）を行った。</li> <li>学校は、児童の実態に応じて、一人一人の基礎的・基本的な学力の伸びを意識した指導・支援を行った。</li> <li>学校は、タブレット端末やICT機器を活用した授業改善に、積極的に取り組んだ。</li> <li>学校は、道徳教育について、毎日の教育活動全体を通じて行った。また、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業を実践した。</li> <li>学校は、教員の資質向上のため、教員同士が切磋琢磨するミニ研修のほか、外部講師を招聘した校内研修を昨年度より多く実施した。</li> <li>学校は、特別支援教育への正しい理解と認識を深め、児童に適切な支援を行うよう努めたが、更に個々に応じた支援方法について研修を深めていく必要がある。</li> <li>学校は、個別最適な学び・協働的な学びの実践を引き続き積み重ね、研修を取り入れるなど教員の資質向上に努めていく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>評価は適正・妥当であると判断します。A（4）</li> <li>文科省や経産省が勧めるタブレット等を用いるICT化は、簡略化だけを目的にしたものではなく、子ども達の教となる資料の拡大や知識向上可能性を拡大するといった様々な可能性を向上させるものと認識しております。教職員の皆様も従来の授業の準備だけでなく、ICT化の充実に向けた研修等で多忙になると思いますが、そこは便利かつ簡素化に向けて、職場環境や働き方の充実を目指していただきたいと思います。</li> <li>課題・改善点あげていただいております、特別支援教育だけでなく、教育弱者に対する公教育の支えはとても大切なことだと思えます。教職員の皆様も大変だとは思いますが、職場全体でフォローしていただき、資質向上を目指していただきたいと思います。</li> <li>教育環境については、タブレットの導入等は評価しています。</li> <li>「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に関して、改善そのものを一律に行えるものではないが、先生方が児童の成長や変化をどう感じ、どう評価されたのか。成果や課題をより継続的に共有して頂きたい。また、保護者アンケート結果にもあるが、児童自らが学びを得る意欲や姿勢を生むためにも、学校の中で知り学んだことを家庭や生活の中での習慣化を促すなど指導頂き、様々な状況はあるにせよ家庭（保護者）との連携を進めていって頂きたい。</li> <li>タブレット端末の活用については、積極的に取り組んでいる様子がうかがわれ、とてもありがたく思っています。新型コロナ対策として有効なツールでしたが、新型コロナが落ち着いた後も継続して、むしろさらに積極的に、電子機器の活用法を模索していただけることを希望します。</li> </ul>
II 教育活動に関するもの	③生徒指導 教育相談 規律ある態度	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校は、いじめ防止対策推進法に基づいて積極的にいじめを認知し、解消までの見届けを適切に行うなど、学校・学年全体で組織的に対応した。</li> <li>学校は、新規不登校児童を出さない取組を充実させたり、継続不登校児童への適切な支援を行ったりした。</li> <li>学校は、生徒指導や教育相談に関わる諸課題の解決にあたって、保護者や地域、関係諸機関との連携に努めた。</li> <li>学校は、児童に「生活のきまり」や「学習のルール」に則った規律ある態度を身に付けさせた。</li> <li>学校は、引き続き積極的にいじめの認知に努め、組織的（学年、生徒指導部、管理職などの系統）な生徒指導体制について見直していく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>評価は適正・妥当であると判断します。A（4）</li> <li>大きな事故に繋がらないいじめは少なくなってきたと感じますが、小さなトラブルは集団生活、学校生活を送る上で、仕方のないことだと思えます。一義的な責任は、家庭環境にあり、多様性や様々な価値観を認める現代では、学校だけでは解決できないことが多々あると思えます。PTAや地域と連携を深めて、子ども達の安心・安全を保って行ける様になるといいですね。</li> <li>コロナ禍での不登校の児童の増加は気になる。家庭はもちろんのこと、地域の協力も大切であると痛感します。</li> <li>「生活のきまり」や「学習のルール」に則った規律ある態度に関して、家庭の教育がウェイトを占める部分であるので、様々な状況はあるにせよ家庭（保護者）との連携を進めていって頂きたい。</li> <li>いじめや不登校の問題は、対応に長時間を割かなければならないなど大変さがあろうかと思えますが、一生命対応していただきありがとうございます。担当の教員だけの個人プレーではなく「組織的に」対応することが大切だという点をご指摘のとおりだと思えますので、引き続きよろしくお願い致します。</li> </ul>

	④体力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体力テストの結果分析</li> <li>・体育好きな児童の育成</li> <li>・技能向上のための取組の工夫</li> </ul>	<p>◇学校は、体育の授業や外遊びに、意欲的に取り組む児童を育成した。</p> <p>◆学校は、新体力テスト等で課題が明らかになった児童の体力（跳躍力、持久力、投力）を向上させるための具体的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>◆学校は、日常の体育的活動がより円滑に進むように、分掌組織が機能するよう見直していく必要がある。</p>	<p>○評価は適正・妥当であると判断します。A（2）、B（2）</p> <p>○感染症での影響もあったかと思えます。</p> <p>○長年にわたり、五小では体力不足、運動能力不足が課題となっております。しかし教職員の方々の努力不足ではなく、地域性や現代社会の問題だと認識しております。</p> <p>○放課後や休日に外遊びをしなくなり、球技で遊べる環境がない中、様々な工夫をしていただいていると思えます。こちらも地域と連携を深めて、様々な取り組みをしていけたら良いと感じます。</p> <p>○コロナ禍ですべての取組に制約がある中運動量を確保していく取組は高く評価できると思えます。</p> <p>○自己評価に関してはかねてからの課題でもあるので、より深刻に捉えるべきだと考えます。学校だけでなく自治体や国レベルでの対策や方向性を示すなど大きな課題意識を持ち、具体的な施策実行にもつなげて頂きたい。学校内でも成功事例や先進的な取り組みを研究して、試みながら進めて頂きたい。</p>
Ⅲ 地域連携	⑤地域とともにある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校情報の発信（学校HP、各種たよりなど）</li> <li>・学校公開・授業参観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談の実施</li> </ul> </li> <li>・充実した学校運営協議会の実施</li> <li>・地域、三中学校区間の連携</li> <li>・PTA、学校応援団活動の活性化</li> </ul>	<p>◇学校は、地域や保護者への情報発信を積極的に行うなど、開かれた学校づくりに努めた。</p> <p>◇学校は、学校運営協議会の取組を学校教育活動に生かすとともに、PTA活動や地域の協力を得ながら、地域とともにある学校づくりに努めた。</p> <p>◇学校は、中学校区（三中・十小）で連携し、共に子供を育んだ。</p> <p>◆学校は、引き続き学校運営協議会での熟議を根幹とし、コミュニティスクールとして地域に根ざした教育活動を展開していく必要がある。</p>	<p>○評価は適正・妥当であると判断します。A（3） B（1）</p> <p>○ホームページの充実やけやきメールの活用により、コロナ禍においても保護者の方々だけでなく、地域の皆様にも、情報が提供され開かれた学校の印象があります。</p> <p>○地域との連携については、学校だけの問題ではありませんが、町内会の希薄化や諸団体の乱立による職務分掌がすみ分けしづらく、各団体がうまく機能せず発揮できていないようにも思っています。</p> <p>○課題・改善点にも提案されている様にコミュニティスクールを活用していただき、地域の中心となる学校づくりをしていけたらと思います。</p> <p>○校長先生が登校時に笑顔でご挨拶をしてくださっているのが、大変ありがたいです。</p> <p>○コロナ対策・対応等、通常以外の対応があり大変ですが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>○積極的な情報発信は大いに評価いたします。</p> <p>○保護者との関係が開かれた学校づくりという点では、新型コロナ対策の影響もあってか保護者と学校の先生方とが顔を合わせるタイミングが減っているように思っていますので、たとえば一例ですが、校長先生や教頭先生が日々のPTA活動の場にちょっと（あいさつ程度に）顔を出してその場にいる保護者の方々と言二言話をするだけで、かなり保護者からの印象が変わってくると思います。</p>
Ⅳ 特色ある取組	⑥特色ある教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校の特色ある教育活動に関わる項目</li> <li>・昨年度の学校評価を踏まえた課題への解決</li> </ul>	<p>◇学校は、情報モラル教育を積極的に行った。</p> <p>◇学校は、授業や諸活動で、学校図書館をこれまで以上に積極的に活用し、児童に豊かな情操を育もうと努めた。</p> <p>◇学校は、学校行事や学級経営、授業を充実させることにより、全教育活動をおして児童の自己肯定感・自己有用感の育成に努めた。</p> <p>◆学校は、課題となっていたあいさつについてアンケート調査等をおして実態を明らかにし、課題解決に努めたが、引き続き、教員が課題意識をもって率先垂範していく必要がある。</p> <p>◆学校は、無言清掃の指導に積極的に取り組んだが、更に徹底していく必要がある。</p> <p>◆学校は、人権に関する様々な諸問題（同和問題や北朝鮮による拉致問題、LGBTQ等）について教員が研修等によりその諸問題への正しい理解と認識を深め、児童の人権感覚を教育活動全体を通じて育成する必要がある。</p>	<p>○評価は適正・妥当であると判断します。A（4）</p> <p>○とても活発で充実していると思えます。</p> <p>○人として自己肯定感や自己有用感はとても大切であると思えます。</p> <p>○他人を思いやり他人にやさしく出来る人づくりの根幹として、自己肯定感が最重要だと思えます。</p> <p>○課題・改善点に挙げられている無言清掃や様々な人権問題については、取り組んでいるではあるとは思いますが、若干、取り組んでいる姿勢や体制がPPR出来ていないように感じます。取り組んでいく姿や体制を積極的にアピールしていければ、変わると思えます。</p> <p>○子どもたちが主体的に取り組む授業や思考力・判断力・表現力等をはぐくめる授業が出来たら素晴らしいと思えます。</p> <p>○人権教育など小学生にあった指導の難しさがあると感じます。授業時間の厳しい中、現在行われている講師や機関などの連携以上に、道徳や人権に関して指導できる体制を学校内外の両面から構築していく必要があると考えます。</p>